

問 国民健康保険の引き上げについて

答 激変緩和措置を

県に要望していく



滝田松男 議員

問 岩手県は国民健康保険の広域化に向けて、11月17日、来年度の標準国保税額の算定結果を公表

した。当市は平成28年度と比べ1万261円引き上げられる算定となった。市はどのように考えているか伺う。

答 市長 最終的な算定結果は1月下旬に示される予定だが、大きな変動はないものと見込んでいる。納付金額が県内でも高額と算定された要因は、復興

需要等によって市民所得が高くなっていることや、国民健康保険加入率が県平均より高いことが考えられる。過度の税負担を求めることがないようにできるだけ長期間に渡る緩やかな激変緩和措置が講じられるよう県に対し要望していきたい。

碓石漁港の波除対策は

問 国立公園碓石海岸の中での碓石浜は重要な位置を占めており、保全が重要である。碓石漁港は

台風などの際、繫留している船が転覆したり、浜の玉砂利が大きくさらわれる状況にある。防波堤開口部の沖合にテトラポットなどによる波除対策は出来ないか伺う。

答 部長 海岸保全事業の浸食対策として、開口部に消波ブロック堤の整備をする場合は、水深が約10mと深いため、数億円規模の費用が必要となる。漁業活動に支障をきたさないよう、地元と連携し砂利浜の修復作業を行っていく。



碓石漁港の波除対策は



アワビ漁のカギ

問 磯焼け対策を市の費用負担で図るべきでは

答 漁協組合が国の補助事業を導入の場合は協力



森 操 議員

問 アワビやウニの餌となる海藻類が枯渇し、磯焼け状況になりつつあるが、岩手県水産技術セン

ターでは、その原因はウニの増加によると断定し、適正密度への除去が必要としている。市当局でウニ除去の費用負担を行い、アワビ事業の継続を図るべきだが伺う。

答 部長 ウニ除去の実施は漁協組合内部の意思決定が前提となる。国の補助メニューにある磯根資

源の維持増大や漁場環境の整備等を今後漁協組合が導入する場合においては、市として協力していきたい。未来かなえネットを活用した行政サービスの拡充

して高額の請求がなされている現実がある。未来かなえネットを活用した行政サービスで、過払いを防止できれば高齢者は安心できると思うが伺う。

問 国は高齢者や障がい者への福祉事業として種別や年齢別等の条件で助成支援を行っており、市では年ごとに認定証を発行している。受診の際に医療機関によっては患者が各種証書を持参しなかった場合、無いものと

答 部長 各種証書は書面で本人に通知していることから、医療機関では書面で確認することが原則である。医療情報の利用資格は医師や看護師等に限定しており、利用権限の拡大には様々な側面から慎重な対応が必要である。

全 員 協 議 会

10月3日、11月8日、11月27日、12月25日に、市長から依頼のあった全員協議会を開催し、協議を行いました。

10月3日開催

●第4浄水場水道施設の整備について

市内には、地理的な条件や技術的な課題により給水区域でありながら未だ配水管からの給水が出来ない地域が存在するため、第4浄水場水道施設の整備を図り未給水地域の解消や水圧不足対策を進める必要があります。

この水道施設完成後には日頃市町への給水が可能になるほか、立根町においても一定の配水量が確保され、安定した水圧による水道水の供給が図られること等が説明されました。

11月8日開催

●大船渡市総合交通ネットワーク計画の修正（案）について

本計画は、平成26年3月に策定されましたが、上位計画である国の交通関連法等が改正になったことから今回の修正に至りました。震災後の市民の外出行動の変化や人口減少・少子高齢化の状況を踏まえ、

市民・利用者の視点から日常生活を支える最低限の交通サービスの提供や誰もが迷わず利用しやすい交通環境の実現を目指していく計画であることが説明されました。

11月27日開催

●大船渡市地域防災計画の修正（案）等について

今回の地域防災計画の修正は平成28年台風第10号災害を踏まえた防災体制の強化や熊本地震の教訓を踏まえた見直し等を行うものです。

新たな風水害に対応した防災体制の整備に伴う見直しでは、県が盛岡地方気象台や岩手河川国道事務所等による「風水害対策支援チーム」を台風等の災害が予想される場合に設置し、市町村に避難勧告等発令に係る支援を行うもの等が主な内容となっています。

また、平成28年熊本地震の教訓を踏まえたものとして、避難所の環境整備や車中泊などの避難所以外の場所にいる避難者の支援や健康教育等に関する体制の整備を図ることとしています。

さらに、大規模災害発生時に優先的に実施すべき業務の特定や業務の継続に必要な資源の確保等について定める「大船渡市業務継続計画（案）」が説明されました。

●第4次大船渡市男女共同参画行動計画（案）について

第3次大船渡市男女共同参画行動計画は平成29年度が最終年度であることから、平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とする第4次大船渡市男女共同参画行動計画（案）の説明がありました。

本計画は、男性も女性も全ての個人が社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが出来ること等を目指し策定されるものです。

12月25日開催

●復興交付金事業計画について

・前回までの配分済額

900億8136万円

・今回配分額（国費）

国土交通省所管分8事業

・合計

32億8349万円
933億6485万円

●大船渡駅周辺土地区画整理事業等の進捗状況について

市では被災した大船渡駅周辺地区において、安全・安心な住宅地の整備と商業・業務機能などの再集積を図るため、土地区画整理事業

業等による復興まちづくりを進めています。

仮換地の指定がほぼ完了したことや工事の進捗状況及び建築可能時期、平成30年度の工事完了に向けた見通しが可能になったことによる事業費の変更、「防災観光交流センター」の運営等について説明がなされ協議を行いました。

※全員協議会とは地方自治法第100条第12項に基づく会議規則の定めや大船渡市議会基本条例で協議の場として位置付けられ、市政に関する重要事項や議会の運営に関し、協議又は調整を行います。

当市議会では、議員全員で構成し本会議場で行われます。

